

## 規約変更時の緩和措置等に係る 意見募集開始(DB・DC対象)

対照先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

今般、DB年金および確定拠出年金の規約変更について、以下の内容を趣旨とする省令・通知改正の意見募集(パブリック)が開始されましたのでご案内致します。

1. (承認認可事項 から)届出事項 とする規約変更内容の拡大
2. 添付書類等の整理

詳細は <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080103&OBJCD=100495&GROUP=>  
(意見募集の締め切りは8月29日)

事前に厚生労働大臣宛の承認認可申請が必要(通常規約施行の2ヶ月前までに申請要)  
事後に遅滞なく届出ること可

### 1. 新たに届出事項とする規約変更内容(主なもの)

- 事業年度の変更 (DB・DC)
  - ホールリティに伴う脱退一時金相当額の移換元名称・住所の変更 (DB)
  - 実質的な内容変更を伴わない変更(条項の移動等) (DB・DC)
- 今回の緩和措置は小規模であり、受託機関としては更なる緩和を行政宛に要望をしてゆく予定です。

### 2. 添付書類等の整理(主なもの)

- 権利義務の承継時に給付設計の基礎を示した書類等を追加 (DB)
- 「労使協議の経緯」を軽微な変更等の場合でかつ給付に影響しない場合には省略可 (DB)
- 規約申請時の運営管理機関の勧誘方針、登記事項証明書等の添付は不要 (DC)

## 届出事項一覧【ご参考】

### 1. 軽微な変更(DB施行規則第7条第1項)

- 掛金に関する事項の変更(掛金以外の事項の変更による掛金変更、加入者負担掛金の変更に関する事項を除く)
- 事業年度の変更【今回追加】
- 脱退一時金相当額の移換元名称・住所の変更【今回追加】
- 特別掛金額の変更(弾力償却及び定率償却の場合の事業年度の掛金額)
- 資産管理運用契約に関する事項、業務委託契約に関する事項、事務費の負担に関する事項の変更
- 条項の移動等実質的な変更を伴わない変更【今回追加】

### 2. 特に軽微な変更(労働組合等の同意不要:DB施行規則第7条第2項)

- 事業主の名称・住所変更(事業主の増加又は減少を除く)
- 実施事業所の名称・住所変更(実施事業所の増加又は減少を除く)
- 資産管理運用機関等の名称・住所変更

DCについてはDC施行規則第5条第1項、第2項に同様の定めあり

以上